

〈第10回〉「経営承継」①

～「経営承継円滑化法」と相続、相続税、贈与税の知識～

平松 徹

中小企業診断協会 東京支部

1. 昨年10月に施行された
「経営承継円滑化法」

中小企業診断士としてよく相談されるテーマの1つに、「経営承継」の問題があります。昨年10月、「経営承継円滑化法」が施行され、相続税の大幅免除のメリットもあり、税理士業界でも話題になりました。実際にビジネスにつなげている税理士の方もいらっしゃいます。

相続の相談では、税金では税理士、土地・家屋などの不動産登記では司法書士、遺産分割に関する協議書や遺言などについては行政書士なども関係してきます。中小企業診断士としての出番は、相続が経営承継にかかわるとき、具体的には社長が高齢になり、自分の子どもに会社経営をバトンタッチするときなどに、どのように事業を引き継いだらよいかといった相談をされる場合などでしょうか。

今回の経営承継円滑化法、会社を引き継ぐ場合にうまく引き継げずに会社そのものがなくなったりと、勤めている従業員にも悪い影響が及ぶということで、雇用対策の側面を考慮しての法律です。

ポイントは次の3つです(図表1)。

2. 遺留分が問題になる

まず相続の規定から説明します。相続人には、相続する財産について遺留分の権利があります。遺留分とは、相続人が民法上保証される相続財産です。相続とは、遺言などの特別なものがないとき、自然に被相続人から相続人へ資産承継がなされること。つまり、遺留分は遺言などがあって相続についての資産承継の割合が法律と違う場合に、最低限保証される割合です。

遺留分は基礎財産をもとに計算します。基礎財産は相続の基礎になる財産で、相続時の財産に、特別受益額と1年前からの贈与額を足したものです。その1/3～1/2が遺留分になります(図表2)。

その遺留分を侵害されたときに起こせるのが、「遺留分減殺の請求」です。自分の遺留分をとり戻すべく請求できるというわけです。図表2では民法の相続に関する規定についてまとめたので、参考してください。町医者コンサルタントとしては、頭に入れておかなければいけない内容だと思えます。

後継者が株式を生前に受け継いでいても、相続の段階でその分を遺産の財産に加えて計算をします。後継者が頑張って企業業績を上げたら、その分株式の価値も上昇します。遺留分の金額も増え

図表1 経営承継円滑化法の3つのポイント

項目	内容	
	除外特例	固定特例
1 相続規定への対応 (民法の特例)	贈与株式などを遺留分算定基礎財産から除外する	贈与株式等の評価額を贈与時の時価に固定する
2 資金需要への対応	相続税・保証債務など資金需要を満たす支援をする	
3 相続税の課税の特例対応	相続自社株の課税価格80%の相続税納税を免除する	

図表2 民法の相続についての規定

用語	内 容		計算式、割合など	
相続	配偶者	配偶者はつねに相続人になる。 (法律上の婚姻をしている者)	相続の割合	1/2 ・基礎財産がもとなる。
	直系卑属 (第1順位)	・子があれば子が相続。 ・子がなく孫だけなら孫が相続。 ・子のうち、すでに死亡して孫がいる場合、その孫が親に変わって代襲相続する。		1/2 ・それぞれほかがない場合は、該当者が全額相続する。 ・配偶者と直系卑属⇒1/2ずつ。
	直系尊属 (第2順位)	・直系尊属がないときは直系尊属が相続する。 ・まず父母、いなければ祖父母。		1/3 ・配偶者と直系尊属⇒2/3と1/3。
	兄弟姉妹 (第3順位)	・直系尊属、直系卑属がないときは兄弟姉妹が相続する。		1/4 ・配偶者と兄弟姉妹⇒3/4と1/4。
遺留分	・相続人が持つ最低限の相続の権利。遺言でも侵害できない。		遺留分＝基礎財産×1/2 ・ただし、配偶者だけのとき、直系尊属だけのとき、直系尊属と配偶者だけのときは1/3。 ・兄弟姉妹には遺留分はない。	
基礎財産	・遺留分を計算するときの基礎になる財産の金額。		基礎財産＝遺産＋相続前1年以内の生前贈与＋特別受益額	
特別受益	・被相続人から相続人に対してなされた、生前の贈与を指す。1年前だけでなく、過去のすべての贈与が特別受益として基礎財産に加算される。			
遺留分減殺の請求	・相続人が遺留分を侵されたときに、自分の遺留分をとり戻すために請求を起こすこと。			

てしまうので、後継者以外の人への相続財産価値も増えることになり、株式をもらった後継者はその分負担になります。少し不合理です。

そこで今回の経営承継円滑化法では、事前に受け継いだ株式は遺留分に入れないでよいという「除外特例」と、株を生前贈与したときに株式の価値を固定する「固定特例」という仕組みをつくりました。

遺留分に入れないというのは、相続財産から除外されるということですから、後継者にとってメリットがあります。「固定特例」のほうは、生前贈与されたときに、株式の価値が固定されるので、これも安心して後継者は事業経営にあたる事ができます。

この株式の価値の決定には弁護士、公認会計士、税理士など専門家の調査が必要です。ちなみにこの報酬は、最低50万円くらいとのこと。町医者コンサルタントとしては、頭に入れておくべき金額です。

中小企業診断士としては、経営承継で株式を譲渡したような場合に、このあたりの知識を活かしてコンサルティングをしなければいけません。頑

張って自分の会社の業績がよくなったのに、先代社長が亡くなった際、予想外に相続税の負担が増えたり、兄弟の1人から遺留分減殺の請求をされたりして、自分のもらう相続分が減ったり、またその兄弟に現金を支払わなければならなくなったりしたら大変です。遺産相続は金額が大きくなりやすいだけに、よく検討して、事前に対策を打つことが肝要です。診断士としては大切なフィールドだと思います。

3. お金も借りやすくなっている

経営承継円滑化法の2つ目のポイントは、融資です。経営を引き継ぐ場合、お金が必要になってくることが多いと思います。株式が過去の相続などで社外に分散している場合はその買収資金が必要ですし、生前贈与の場合も贈与税などで資金が必要になります。

また、この法律は企業買収(M&A)や経営陣による経営権の買い取り(MBO)、従業員による経営権の買い取り(EBO)も想定しています。会社が事業承継されてスムーズに運営されればいいわけです。いずれの買い取りもお金が必要になり

ます。

融資に2つのルートがあるのは、町医者コンサルタントとしては必須の知識ですが、ご存じでしょうか。国のルートと民間のルートです。国のルートは(株)日本政策金融公庫で特別利率での融資が行われ、民間のルートは、通常の保証枠とは別枠の、保証協会の保証で融資が行われます。

融資内容は次の3つです。

1. 自社株式等の取得を行う会社への融資
2. 後継者個人への融資
3. M&Aを行う会社への融資

4. 相続税の納税猶予の制度

経営承継円滑化法の3つ目のポイントは、相続税の納税猶予の制度です。これは親族が会社を引き継ぐ場合で、会社の代表者であり、50%超の株式を持っている被相続人から、会社の代表者として、50%超の株式を相続して会社を引き継ぐ場合に、納税が80%猶予されるというものです。ただ、5年間80%以上の雇用を維持するとか、会社の代表であり続けるなどの制約があります。それをクリアすると、80%の納税が免除されます(図表3)。

これには、経済産業大臣の事前確認が必要になります。ただし、平成22年3月31日までは役員登記でOKです。

5. 相続税の計算

相続税や贈与税について基礎知識があることも町医者コンサルタントにとっては必要ですので、簡単に説明します。

相続税は次のように計算します。土地建物や現金などの相続財産に生命保険金や死亡退職金などを合計したものから、葬儀の費用を差し引いて、相続開始前3年間に被相続人から受けた贈与財産などを加算したものが、課税価格になります。課税価格から基礎控除(5,000万円と法定相続人1人あたり1,000万円)を引いて、課税遺産総額を出します。

課税遺産総額を法定相続分で按分して相続税をそれぞれ個別に計算し、それを合計します。その相続税総額を、各人の取得財産額に応じて按分し、実際の各相続人の納税額を計算して、各人が納付

します(図表4)。

6. 贈与税について

次に贈与税。これには、暦年課税制度と相続時清算課税制度があります。

暦年課税制度は、通常の贈与税の制度です。1年ごとに区切つての制度で、1年間の基礎控除額は110万円です。相続税とは切り離して計算しますが、相続開始前3年以内の贈与は相続財産に加算されます。

相続時清算課税制度は、将来相続関係に入る親から子への贈与について、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で清算する課税制度です。贈与者は65歳以上、贈与を受けるのは20歳以上の子である推定相続人という制約があります。非課税枠は2,500万円です。この非課税枠を超えた部分に20%の税率で課税されます。この贈与については、1年限定ではなく、2年以上にわたって活用することもできます(図表5)。

贈与税の相続時清算課税制度についても、診断士は少し詳しく知っておくべきですね。2,500万円までは非課税なので、税金の納付が不要になり、また2,500万円を超えても20%とそれほど高い税率ではありません。通常の贈与税が1,000万円以上で50%の税率であることを考えると、かなり割のいい制度です。手続きなどは税理士の先生が担当するにしても、制度をよく知って、相談主の的確なアドバイスができることは、町医者コンサルタントに必須のことと思います。

次回は、経営承継では外せない、会社法に基づく種類株式、属人的株式について説明します。

平松 徹

(ひらまつ とおる)

上智大学文学部哲学科卒業後、空調機販売会社に勤務。経営管理、営業企画を担当。その後ビジネススクールでマーケティング、財務、人事労務、リスクマネジメントの講師を担当。1998年にISO、人事労務のコンサルタントとして独立開業。

その後会社組織にし、現在社会保険労務士、行政書士業務を併せ持つ、企業にトータルな経営支援を提供する(株)ソフィア代表取締役所長。著書に『これでわかる会社の見える化と攻めの内部統制』、『中小企業のための業務改善マニュアル』(週刊住宅新聞社)など。中小企業診断協会東京支部城西支会の「企業の見える化研究会」主宰。中小企業診断士、社会保険労務士、行政書士、品質ISO主任審査員、環境ISO主任審査員。



納税猶予が相続子に
 被相続人の50%を
 超過する場合は
 認められる。

図表3 経営承継円滑法における相続税の納税猶予の制度

項目	内容
概要	相続などにより後継者が取得した非上場株式の課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予され、5年間「事業継続の要件」をクリアすれば納税が免除される。
被相続人の要件	会社の代表者であり、同族関係者の持ち株数を合わせ50%を超え、筆頭株主であったこと。
相続人の要件	被相続人の親族であり、会社の代表者になること。同族関係者の持ち株数を合わせ50%を超え、筆頭株主になること（親族とは配偶者、6親等以内の血族、3親等以内の姻族）。
事業継続の要件	相続申告後は5年間、経済産業大臣から事業継続要件等として次のチェックを受ける。 ①引き続き会社代表であるか。 ②雇用の8割以上を維持しているか（厚生年金および健康保険加入者がベース）。 ③相続した対象株式を継続保有しているか。

図表4 相続税の計算の仕組み

項目	内容		
課税価格	課税価格＝①＋②＋③－④－⑤		
	①遺産（土地、建物、現・預金、生命保険金、死亡退職金など）		
	②相続人が非相続人から相続開始前3年以内に受けた贈与財産		
	③相続時清算課税制度の適用を受けた贈与財産		
④被相続人の債務			
⑤葬式費用			
課税遺産総額	課税遺産総額＝課税価格－基礎控除額（5,000万円＋1,000万円×法定相続人数）		
相続税額	課税遺産総額を法定相続分で按分して相続税をそれぞれ個別に計算し、それを合計する。その相続税総額を、各人の取得財産額に応じて按分し、実際の各相続人の納税額を計算する。		
	税率表		
	法定相続分の金額	税率	控除額
	1,000万円以下	10%	—
	3,000万円以下	15%	50万円
	5,000万円以下	20%	200万円
	1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1,700万円	
3億円超	50%	4,700万円	

図表5 贈与税の制度

項目	暦年課税制度	相続時清算課税制度		
制度の概要	暦年ごとに贈与された価額の合計に対して贈与税を課税する制度。	将来相続関係に入る親から子への贈与について、選択性により、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で清算する課税制度。		
贈与者	制限なし	65歳以上の親		
受贈者	制限なし	20歳以上の子である推定相続人		
選択の届出	不要	必要 一度選択すれば、相続時まで継続適用。		
適用手続	贈与を受けた後の翌年3月15日までに贈与税の申告書を提出し、納税する。	選択を開始した後の翌年3月15日までに、本制度を選択する旨の届出書および申告書を提出し、納税する。		
相続時清算	相続税とは切り離して計算する。ただし、相続開始前3年以内の贈与は相続財産に加算する。	相続税の計算時に清算（合算）する。（贈与財産は贈与時の時価で評価する）		
贈与税額の計算	基礎控除額を差し引いて税率をかける。	非課税部分2,500万円を超えた金額に対して、一律20%の税率をかける。		
	税率表			
	基礎控除後の課税価額		税率	控除額
	200万円以下		10%	—
	300万円以下		15%	10万円
	400万円以下		20%	25万円
	600万円以下		30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円		
1,000万円超	50%	225万円		
基礎控除額、非課税枠など	基礎控除額は毎年110万円	非課税枠は2,500万円 （限度額まで複数年にわたり使用可）		